

災害時における対応について

豊橋市立岩西小学校

1 登校前に特別警報・各種警報が発表されている場合

- (1) 「特別警報」が発表された場合
 - ア 登校させないでください。
 - イ 特別警報が解除されても、学校から登校の連絡があるまでは登校させないでください。
- (2) 「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合
 - ア 午前6時00分までに解除されたとき → 平常どおり授業を行います。
 - イ 午前6時00分を過ぎても解除されないとき → 当日は授業を行いません。
- (3) 各種警報（「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」等）が発表された場合
 - ア 原則として平常どおり授業を行います。
 - イ 状況に応じて授業の有無、授業開始時刻を決定し、その旨を家庭に連絡します。

2 登校後に特別警報・各種警報が発表された場合

- (1) 「特別警報」が発表された場合
 - ア 即刻、授業を中止し、児童を学校に留め置きます。「特別警報」発表直後の引き渡しや通学団下校は実施しません。その旨を家庭に連絡します。
 - イ 通学路等の安全を確認し、安全確保が確認されたら、引き渡しを開始します。学校からの連絡を待ってください。
- (2) 「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合
 - ア 台風の中心位置、進行速度及び方向、気象状況等より判断し、全児童を安全に帰宅させうると判断したときは、当日の授業を中止してすみやかに下校させます。下校については、引き渡しか通学班下校かを「引き取りカード」で確認し、対応します。
 - イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該児童の安全を校内において確保します。学校に残した児童は、校内の最も安全な場所に集め、その旨を家庭に連絡します。
- (3) 各種警報（「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」等）が発表された場合
 - ア 気象情報を把握するとともに、気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、授業の継続又は中止を決定します。
 - イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該児童の安全を校内において確保します。学校に残した児童は、校内の最も安全な場所に集め、その旨を家庭に連絡します。

3 登校時に、警報は発表されていないが、児童だけの登校が心配な荒天の場合

自宅の位置やタイミング等により、様々な場合が想定されます。学校からの連絡が間に合わないことも考えられます。児童の安全を第一に考え、不安な場合は、ご家庭（通学班）の判断で対応をしてください。登校が始業時刻（午前8時20分）に間に合わなくても、遅刻扱いにはしません。

- ア 通学班で登校させる。
- イ 保護者（依頼された他の保護者）が、同伴する。
- ウ 家庭で待機させ、天候回復後、登校させる。

引き取りカードの控えは、緊急時に誰でもわかるようにしておいてください。
なお、変更があった場合は、必ず担任に連絡をしてください。

